

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	上木子ども未来園屋上断熱改修工事監理業務委託	
契 約 内 容	屋上断熱改修工事の監理業務	
契 約 期 間	令和3年6月14日～令和3年9月7日	
契 約 締 結 日	令和3年6月11日	
契 約 相 手 方	松田設計事務所	
契 約 金 額	444,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	上木子ども未来園屋上断熱改修工事の監理業務は、現場の状況等に精通した者が行う業務である。そのため、該当工事の設計業務を行った、松田設計事務所が適切であるため、随意契約するものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課